

平成26年度 財政援助団体等監査（2）監査結果措置状況

《神戸ビエンナーレ組織委員会》

監査結果の概要	措置内容	措置状況
<p>(1) 指摘事項</p> <p>① 現金の取扱いを適正に行うべきもの</p> <p>ア 保管現金の管理について</p> <p>委員会では前売入場券の販売収入等の現金収納も取り扱っているが、その収納現金については帳簿等を作成しておらず、金融機関への入金までの間に保管している現金残高の記録が残っていなかった。</p> <p>公金外現金等における留意事項についての行財政局長通知では、現金等管理マニュアルに基づき、現金検算に関するチェックシート等により現金収納及び金融機関への入金の都度、チェックすることとされている。</p> <p>現金検算に関するチェックシート等を備え、適正に事務処理を行うべきである。</p>	<p>現金等管理マニュアルに基づき、現金検算に関するチェックシートを作成して、現金収納時及び金融機関への入金時のチェックを徹底し、適正に事務処理を行うよう改善を行った。</p>	<p>措置済</p>
<p>イ 領収証書について</p> <p>委員会の会計規程では、収入金を収納した時は領収証書を交付するものとされている。</p> <p>しかし下記の事例では、収入伝票を作成し金融機関へ入金しているが、領収証書を交付していることが確認できなかった。</p> <p>適正な事務処理を行うべきである。</p> <p>(事例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ミュージック&アートステージコンペティション審査料 @5,000円2件 	<p>今後、同様の事態が発生することのないよう、領収書の交付について、事務局員に周知徹底した。</p>	<p>措置済</p>
<p>(2) 意見</p> <p>① 補助金支出の手続きについて</p> <p>補助金交付要綱では、神戸ビエンナーレの開催準備年度の補助金の余剰金は翌年度に繰り越して使用することができることとされており、本市は、開催準備年度である平成24年度当初に委員会に対し5,000万円の補助金を概算払しており、</p>	<p>次回の開催に向けて、適正な支払方法及び、補助金額について、関係部局とも協議のうえ、検討していく。</p>	<p>措置方針</p>

監査結果の概要	措置内容	措置状況
<p>余剰金約 1,700 万円を翌年度に繰り越して使用することとし、5,000 万円で補助金額を確定させている。</p> <p>地方財政法では地方公共団体の経費はその目的を達成するための必要最少限度をこえて支出してはならないとされているが、過去 4 回のビエンナーレの開催準備年度における余剰金は補助金約 5,000 万円のうち約 1,500～3,200 万円となっており、多額の余剰金が常態化している。</p> <p>神戸ビエンナーレの開催は 2 年に一度であり、開催準備年度からの繰越金も含め開催年度で全額精算し、余剰金は本市に返金しているが、資金の有効活用の観点からは、補助金支出の時期及び金額を見直す必要がある。開催準備年度の余剰金については本市において予算を繰り越し、開催年度で執行する方法も考えられる。</p> <p>関係部局とも協議のうえ、適正な支払の方法及び補助金額について検討されたい。</p>		